

教職課程科目一覧表／高等学校教諭一種免許状（福祉）

【社会福祉学部 社会福祉学科】2022年度新入学生より適用

	教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学開講科目		配当学年				備考
	科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位	科目名	単位	1年	2年	3年	4年	
第66条の6に定める科目	日本国憲法		2	*日本国憲法	2	●				
	体育		2	*スポーツ	2	●				
	外国語コミュニケーション		2	*フレッシュマン・イングリッシュⅡ-1	1	●				
			2	*フレッシュマン・イングリッシュⅡ-2	1	●				
	情報機器の操作		2	*情報処理演習Ⅰ	2	●				
			2	*情報処理演習Ⅱ	2	○				
最低修得単位数の合計			8	合計8単位以上を修得すること						

	教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学開講科目		配当学年				備考
	科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位	科目名	単位	1年	2年	3年	4年	
教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理（中高）	2	●				
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職入門（中高）	②	●				
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論（中高）	②	●				
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育と発達の心理学（中高）	2	●				
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論（中高）	2			●		
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論（中高）	②	●				
		道徳、総合的な学習の時間等に関する科目		総合的な学習の時間の指導法	8	総合的な学習の時間の指導法（中高）	2			●
		特別活動の指導法	特別活動方法論（中高）	2				●		
		教育の方法及び技術	教育方法論（情報通信技術の活用含む）（中高）	2			●			
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒・進路指導論（中高）	2				●		
		生徒指導の理論及び方法	教育相談の基礎と方法（中高）	2			●			
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育実習Ⅰ（中高・事前事後）	1					●	
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育実習Ⅲ（中高）	2					●	
		に教育実習	2	教職実践演習（中高）		2				●
	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	社会福祉学（職業指導を含む。）	24	*社会福祉原論Ⅰ	②	●			
			*社会福祉原論Ⅱ		②		●			
			*社会福祉入門		2	○				
			*ライフデザイン入門		2	○				
高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉			*高齢者福祉論		2	●				
			*児童・家庭福祉論		2	●				
			*障害者福祉論		2		●			
社会福祉援助技術			*ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ		②		○			
			*ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ		②		○			
			*ケアマネジメント演習		2			●		
			*ソーシャルワークⅠ		2		○			
			*ソーシャルワークⅡ		2		○			
			*ソーシャルワークⅢ		2			○		
			*ソーシャルワークⅣ		2			○		
介護理論・介護技術			*スクールソーシャルワーク論		2			○		
社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）	*介護福祉論	②		●						
人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解	*社会福祉援助技術現場実習（教職）	②			●					
加齢に関する理解・障害に関する理解	*医学概論	2	●							
	*障害者心理学	2			○					
	*ケアマネジメント論	2			●					
	*老年心理学	2			○					
	福祉科教育法Ⅰ	②		●						
福祉科教育法Ⅱ	2			●						
大学が独自に設定する科目		12 (注3)	開講なし							
最低修得単位数の合計			59	「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」から計59単位以上を修得すること						

●印：必修科目 ○印：選択必修科目 ○印：選択科目  
 注1) 「教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目」から合計8単位以上を修得すること。「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」から合計59単位以上を修得すること。  
 注2) 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」は、高等学校免許取得者は4単位以上修得することが定められている。  
 注3) 「大学が独自に設定する科目」について「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数を超えて単位を修得した場合は、「大学が独自に設定する科目」の単位として計算される。  
 注4) \*印を付した科目は、卒業単位数に算入する。  
 注5) 教育実習Ⅰの事前指導に合格していない場合、教育実習Ⅲは履修できない。  
 注6) 単位数に○印を付した科目について、社会福祉援助現場実習（教職）（2単位）を含む6科目以上を修得していない場合、教育実習Ⅲは履修できない。  
 注7) 履修カルテの課題を所定の時期までに達成すること。